船員保険事業計画案

新(平成23年度)	現(平成22年度)
. 事業運営の基本方針	. 事業運営の基本方針
1.協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の 理念(基本使命・基本コンセプト)に立脚した上で、「船員保険事業 を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉 の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に 取り組む。	
2 .平成23年度は、加入者の皆様に信頼される事業運営を目指し、「安 定的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増 進」を事業運営の基本に据え、以下の考え方のもとに着実な事業運営 に努める。	【平成22年度の事業運営の基本方針】 協会における安定的な船員保険事業運営基盤の早期確立を目指し、運営初年度である平成21年度との連続性にも配慮した上で、次の基本方針のもとに事業運営を行う。
船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努める。	 (1)ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供 船員保険の特性に応じた事業ニーズを十分に踏まえるとともに、利 用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努める。 船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対応 ・職務外の疾病給付、ILO条約や船員保険法に基づく独自給付を 迅速かつ確実に給付する。 ・無線医療助言事業や洋上救急事業等の船員に対する医療、巡回健 診による保健事業、保養施設による保養事業などの保健・福祉事業 を適切に実施する。 ・加入者のニーズや船員関係者のご意見を踏まえ、保健・福祉事業 がより実効性のあるものとなるよう、常に、事業内容の見直し・改 善に努める。
	加入者の視点に立ったサービスの向上 ・ 加入者のご意見や要望等を適切に受け止め、業務やサービスの改

新(平成23年度)	現(平成22年度)
船員保険加入者の健康増進を図るため、加入者一人ひとりの生涯 を通じた健康生活支援のための総合的な取組に平成23年度から	善に反映させる。 ・ 事業運営の効率性を図る観点から、協会本部(船員保険部)での業務の集中的な執行・管理を行うことを基本とし、システム化による本部一括処理による事務処理の迅速化に努める。併せて、全国各地の加入者に制度利用上のご不便が生じないよう、最大限の工夫を行う。
着手する。	 (2)透明かつ公正で効率的な事業運営
船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご 意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努め、PDCA (計画、実行、評価、改善)サイクルの適切な機能等を通じ、事業 運営の効率化を図る。	積極的な広報・情報開示を行うとともに、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努めるとともに、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図る。 積極的な広報と情報開示
ホームページのほかラジオ等も活用し、広報の充実を図るとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど、積極的な情報開示に努める。	・ ホームページ等を活用し、制度を正しくご理解、ご利用いただけるよう積極的な広報を行うとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど積極的な情報開示に努める。 船員関係者の意見の適切な反映
	 船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご意見が事業運営に適切に反映されるよう努める。 船員関係者のご意見の適切な反映を基本としつつ、協会の運営委員会での議論などを通じ、公正で幅広い信頼に応えられる事業運営に努める。 効率的な事業運営
	・ 協会内部においてガバナンス機能が適切に機能する組織運営に努めるとともに、船員保険協議会等の議論の事業運営への反映などを通じ、PDCAサイクルを適切に機能させる。

新(平成23年度)	現(平成22年度)
疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握を行い、予算執行管 理の適正を期するとともに、中期的な財政見通しを踏まえ、保険者 としての健全な財政運営に努める。	(3)保険者としての健全な財政運営保険者としての健全な財政運営に努める。保険者としての健全な財政運営・疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握など、健全な財政運営の基盤となる基礎データの収集・分析に努める。・毎事業年度の事業計画・収支予算に基づく事業・予算の執行管理の適正を期するとともに、必要に応じた保険料率の見直しと積立金の適正な管理を通じ、保険者としての健全な財政運営に努める。
制度のご利用に当たって、加入者にご不便が生じないよう、労働基準監督署や日本年金機構等の関係機関との連携を深め、円滑な事業実施を図る。	(4)安定的な事業運営基盤の早期の確立 安定的な事業運営基盤が早期に確立されるよう関係機関との円滑 な連携体制の構築などに努める。 関係機関との連携 ・ 制度改正に伴い、制度ごとに手続きを行っていただく必要がある ことも踏まえ、加入者にご不便が生じないよう、労働基準監督署や 日本年金機構等の関係機関との円滑な連携体制を構築する。 組織基盤の確立 ・ 非公務員型の組織としての協会の組織文化・風土に立脚し、船員 保険部門においても、コミュニケーションやチームワークを重視す る組織運営やスタッフへの積極的な研修などを通じ、組織基盤の確 立に努める。

新(平成23年度)	現(平成22年度)
. 重点事項	. 重点事項
 1.保険運営の企画・実施 (1)保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 ・加入者の医療費、健診データを分析するとともに、船員保険加入 者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医 療の質の確保、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合 的に推進していく。 	1.保険運営の企画・実施(1)保険者としての総合的な取組みの推進・ 加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化のうな取組みを総合的に推進していくものとする。
加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供 保健・福祉事業の効果的な推進 各種給付の迅速かつ適正な支払い 等	<u>医療に関する</u> 情報提供 <u>保健事業の</u> 効果的な推進 レセプト点検の効果的な推進 等 (2)新たな保険証への切替えの円滑・着実な実施 ・ 現在の保険証の有効期限が平成22年8月末日とさ

(2)情報提供・広報の充実

- ・ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームペ ージにより、加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供を適切 に行うとともに、ラジオ等も活用した効果的な広報のあり方を検討・ 実施する。
- ・ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含む幅広い広 報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事 務所等関係機関に配布する。
- ・ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するととも に、新たに年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所 有者等に紙媒体でのお知らせ「船員保険通信(仮称)」を行うなど、 積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による 情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施す る。

のため、以下のよ

- されていることか ら、平成22年8月までの間に十分な周知を図り、新たな保険証への 切替えを円滑かつ着実に実施する。
- (3)情報提供・広報の充実
 - ・ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームペ ージにより、加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供を適切 に行う。

- ・ ホームページに「船員保険マンスリー(仮称)」を掲載し、加入者 や船舶所有者等への積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による 情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施す る。

(3)健全かつ安定的な財政運営の確保

- ・ 船員保険財政について、中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組を強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組を総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。
- (4)準備金の安全確実かつ有利な管理・運用
 - ・ 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。

また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

- 2.船員保険給付等の円滑な実施
- (1)保険給付の迅速かつ適正な支払い
 - ・ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給 することとされた職務上年金などの保険給付を迅速かつ確実に支払 うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化に資す る。
- (2)サービス向上のための取組
 - ・ 船員保険職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間: 10 営業日)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に、着実に実施する。
 - ・加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。
 - 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ・ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみて わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。
- (3) 各種申請等の受付体制等の整備

現(平成22年度)

(4)健全かつ安定的な財政運営の確保

・ 船員保険財政について<u>は</u>、財政運営の状況を適切に把握・検証し、 医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化する とともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための 取組みを総合的に推進し、安定的な財政運営を確保する。

(5)準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

・ 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。

また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

- 2.船員保険給付等の円滑な実施
- (1)保険給付費の適正かつ確実な支払い
 - ・ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給 することとされた職務上年金などの保険給付を<u>適正</u>かつ確実に支払 う。

(2) サービス向上のための取組

- ・ 船員保険職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付けから給付金の振込みまでの期間: 15 営業日)の状況を適切に管理し、平成22年度下半期には100%の達成率を目標に、着実に実施する。
- 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。
- 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ・ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみて わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。
- (3) 各種申請等の受付体制等の整備

- ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及び本部船員保険部のコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供するとともに、労働基準監督署や年金事務所等の関係機関との連携体制の強化を図る。
- (4)被扶養者資格の再確認
- ・ 被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者に よる無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなってい る高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機 構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行っていく。
- (5)医療費のお知らせの実施
 - <u>・ システム面での必要な措置を講じた上で、船舶所有者を通じ加入者が利用した医療費に関する情報(医療費通知)を被保険者に提供する。</u>
- (6)レセプト点検の効果的な推進
- <u>・ コンピュータシステムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト</u> 点検を行う。

また、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の 共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。

- 査定事例を集約して、より有効なコンピュータシステムによるチェックを実施する。
- (7)無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収
 - <u>・ 債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回</u> 収などを強化するとともに、発生した債権の早期回収に努める。
- 3.保健・福祉事業の着実な実施
- (1)保健事業の効果的な推進
 - ・ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上 を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導 を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。
 - <u>・ また、船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に</u> 効果的に健診実施機関を拡大する。

現(平成22年度)

・ 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及びコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービス を提供するとともに、関係機関との連携体制を確立する。

(4) レセプト点検の効果的な推進

・ 平成23年4月からのレセプトの電子化に向け、システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。

また、点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実、 点検員の勤務成績に応じた評価の導入等により、点検技術の底上げを 図り、効果的なレセプト点検を推進する。

- 3. 保健・福祉事業の着実な実施
- (1)保健事業の効果的な推進
 - ・ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上 を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導 を中核として、保健事業の効果的な推進を図るものとする。

(2)特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウ ハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、 健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者については、<u>健診受診案内パンフレット送付時に特定健診受診対象者名を記載した</u>受診券を<u>船舶所有者を通じて</u>交付<u>する方式</u>を導入するとともに、健康保険と同様の契約方式に変更することにより健診実施機関を拡大</u>し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。
- (3)加入者に対する生涯にわたる健康生活支援事業のための総合的な取 組の着手
 - ・ 船員保険加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、平 成23年度より「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)を実施す る。

(4)福祉事業の着実な実施

- ・ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員 労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ・ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団 欒の場の提供を目的とした事業を通し、加入者等の福利厚生の向上を 図る。

(5)保健・福祉事業のあり方の検討

- ・ 被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、 福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかた ちで実施していくため、関係団体の協力を得ながら加入者及び船舶所 有者の方々のニーズを調査する。
- ・ ニーズ調査の結果等を踏まえつつ、検討作業チーム<u>において引き続き保健・福祉事業のあり方について検討を行い</u>、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

4.組織運営及び業務改革

現(平成22年度)

(2)特定健康診査及び特定保健指導の推進

- 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウ ハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、 健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者については、申込者に対し受診券<u>(利用券)</u>を交付し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

(3)福祉事業の着実な実施

- ・ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員 労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ・ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団 欒の場の提供を目的とした事業を通し、加入者等の福利厚生の向上を 図る。

(4)保健・福祉事業のあり方の検討

・ 被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、 福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかた ちで実施していくため、これまで実施してきた事業についてのデータ 収集、調査・分析等を行うための検討作業チームを設置し、定期的に その検討内容を船員保険協議会に報告する。

4.組織運営及び業務改革、その他

組織運営及び業務改革等については、健康保険部門との連携及び情報共有を適切に図り、一体となって取り組むものとする。

(1)リスク管理

・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や 分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練や リスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2)経費の削減等の推進

- ・ 職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経 費の削減に努める。
- ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
- (3)コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営
 - コミュニケーションやチームワークを大切にし、一人ひとりのスタッフが働きがいを持ち、意欲と能力を発揮できる組織文化・風土の早期確立に努める。

(4)スタッフに対する研修の積極的な実施

・ スタッフに対する研修の計画的・積極的な実施を通じ、組織として の専門性や業務・サービス水準の向上に努める。

(5)適切な事業運営の実施

・ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)及び個人情報保護の徹底や、 内部監査及び外部監査などを通じ、適正な事業運営に努める。

現(平成22年度)

組織運営及び業務改革等については、健康保険部門との連携及び情報共有を適切に図り、一体となって取り組むものとする。

(1)リスク管理

・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や 分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練や リスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2)経費の削減等の推進

- ・ 職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経 費の削減に努める。
- ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
- (3) コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営
 - コミュニケーションやチームワークを大切にし、一人ひとりのスタッフが働きがいを持ち、意欲と能力を発揮できる組織文化・風土の早期確立に努める。
- (4) スタッフに対する研修の積極的な実施
 - ・ スタッフに対する研修の計画的・積極的な実施を通じ、組織としての専門性や業務・サービス水準の向上に努める。

(5) 適切な事業運営の実施

・ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)及び個人情報保護の徹底や、 内部監査及び外部監査などを通じ、適正な事業運営に努める。

(6)制度改正関係の記録の整理等

・ 今般の船員保険制度の改正及び事業運営主体の変更を契機として、 19年度改正にかかる船員保険制度改正関係の記録の整理や船員保 険関係者による座談会の開催、船員保険のシンボルマークの公募等の 実施を検討する。